

介護労働者健康診断助成金制度の概要

○ 概要

介護労働に従事するケア・ワーカーに対して健康診断を実施した職業紹介事業者若しくは団体及び自ら経費を負担して健康診断を受診したケア・ワーカーに対し、健康診断に要した費用を助成。

(1人、7,400円限度)

○ 対象となる健康診断

労働安全衛生法第44条に定められている下記の項目

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重、視力及び聴力の検査
- 胸部のエックス線検査及び喀痰検査
- 血圧の測定
- 貧血検査
- 肝機能検査
- 血中脂質検査
- 尿検査
- 血糖検査
- 心電図検査

【介護労働者健康診断助成金実績】

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
予算額(千円)	104,832	69,888	188,698	185,794	129,024
支給実績(千円)	88,591	86,054	87,373	82,968	78,258
利用者数	12,564人	12,094人	12,327人	11,547人	10,894人

介護労働安定センター等における能力開発施策

○ 介護労働安定センター

センターにおいては、訪問介護員養成コース（２級課程）を実施。（基礎講座１００時間、実習３０時間）

その他自主事業として、訪問介護員養成コース（１級、２級課程）、ケアマネジャー準備コース、介護福祉士試験準備講習、福祉用具専門相談員指定講習、短期専門コース（※）を実施。

※ 短期専門コース ～ 基本的技能を備えた介護労働者に対し、高度化、多様化する介護技術の維持・向上を図ることに必要な知識や技能を習得させる。

【訪問介護員養成コース（２級課程）修了者数実績】

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
11,634人	15,616人	15,854人	16,256人	15,705人

（資料出所）介護労働安定センター

○ その他

その他公共職業能力開発施設における介護サービス科（訓練期間６ヶ月（訪問介護員１級取得））等の職業訓練を実施。

また、雇用保険の教育訓練給付制度の指定講座として、介護福祉士講座、訪問介護員養成研修２級課程等がある。

【介護系公共職業能力開発施設訓練、委託訓練の受講者数】

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
施設訓練	2千人	2千人	2千人	3千人	3千人
委託訓練	9千人	17千人	13千人	11千人	13千人

（資料出所）厚生労働省職業能力開発局

【教育訓練給付（社会福祉・保健衛生関係）の実績】

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
指定講座数	123件	339件	697件	972件	1,094件
受講人数	21,628人	65,572人	46,763人	60,820人	71,833人

（資料出所）指定講座数～厚生労働省能力開発局、受講人数～厚生労働省職業安定局

（注）講座数は、各年度10月時点の状況である。

福祉重点ハローワークの概要

介護・看護分野における公共職業安定所の需給調整機能の強化を目的として、平成4年11月より実施。47都道府県に1カ所ずつ「福祉重点公共職業安定所」として指定。

○ 事業内容

- ・ 福祉関係業務に係る職業紹介
- ・ 福祉マンパワー合同求人選考会
- ・ 福祉分野雇用管理アドバイザーによる雇用管理改善に係る相談等

○ 福祉重点ハローワーク

札幌、青森、盛岡、仙台、山形、福島、水戸、宇都宮、前橋、浦和、千葉、池袋、横浜、新潟、富山、金沢、福井、甲府、松本、岐阜、静岡、名古屋中、津、大津、京都西陣、阿倍野、神戸、奈良、和歌山、鳥取、松江、岡山、広島東、山口、徳島、高松、松山、高知、福岡中央、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

高齢者生活援助サービス事業の概要

1 趣旨・目的

高齢化の急速な進展や高齢者を巡る厳しい雇用就業情勢の中、介護保険サービスのみではなく、高齢者のニーズに的確に対応した生活援助サービス等を幅広く組み合わせていくことにより、地域に密着した高齢者生活援助サービスの安定的な担い手を確保していくことが重要な課題になっている。

こうした状況を踏まえ、シルバー人材センターにおいて、市区町村等と連携して、就労意欲のある高齢者による、高齢者の生活を支えるためのサービス（介護保険周辺サービス等）を提供する高齢者生活援助サービス事業を行うものとする。

本事業により、高齢者の就業機会の拡大のほか、高齢者自身による高齢者関連サービスへの参画を実現するとともに、就業を通じた高齢者の経済的自立、世代の近い者同士の福祉（老老福祉）による要介護者等の安心感の醸成、高齢者間のコミュニケーション機会の増大、高齢者自身が地域のサービスの担い手となることによる高齢者関連政策への理解の増進などを図り、もって高齢者の就業を通じた社会参加の促進につなげるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業の内容

ア 高齢者生活援助サービス事業

市区町村等と連携した高齢者の生活を支えるためのサービス（介護予防・軽度生活支援サービス、福祉住環境向上サービス、福祉施設通所送迎・介助サービス等の介護保険周辺サービス）の提供

イ 事業計画の策定

市区町村との連携、民間事業者との調整

ウ 高齢者生活援助サービス提供体制の整備

サービス提供会員の確保、会員と利用者マッチング、フォローアップ（トラブル相談等）等

(2) 補助の内容等

イ 市区町村と連携して事業を実施するものを補助対象とする。

ロ 高齢者生活援助サービス事業の実施に必要な経費の一部を補助